

判定手数料について

令和7年9月1改定

構造計算適合性判定対象となる床面積によって下記の金額となります。(※1)

構造計算適合性判定手数料

(非課税)

	建築物の床面積の合計 (1棟あたり)	構造計算が認定プログラムにより 行われたもの(※2) (円/棟)	構造計算が認定プログラム以外の 方法により行われたもの(円/棟)
I	1,000 m ² 以下	156,000	216,000
II	1,000 m ² を超、2,000 m ² 以下	184,000	276,000
III	2,000 m ² を超、10,000 m ² 以下	219,000	349,000

構造計算適合性判定(任意)手数料

(税込)

	建築物の床面積の合計 (1棟あたり)	構造計算が認定プログラムにより 行われたもの(※2) (円/棟)	構造計算が認定プログラム以外の 方法により行われたもの(円/棟)
I	1,000 m ² 以下	171,600	237,600
II	1,000 m ² を超、2,000 m ² 以下	202,400	303,600
III	2,000 m ² を超、10,000 m ² 以下	240,900	383,900

※1 判定手数料は令第81条第2項に規定する建築物ごとに算定する。

※2 構造計算が大臣認定プログラムによって行われたものとは、構造計算が該当プログラムの適用範囲内によって行われ、かつ、当該プログラムに入力した構造設計の条件に関する電子データを記録した(認定において規定された方法により記録されたものに限る。)磁気ディスク等が添付されているものに限る。